

部落差別の解消の推進に関する法律

この法律は、平成28年12月16日に公布・施行されました。本村では、平成29年9月号で交布されたことをお伝えいたしました。したが、2年が経過した今、改めてその内容を確認したいと思います。

まず第1条で、現在も部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化を踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないとの認識のもと部落差別の解消を推進し、もって部落差別の無い社会を実現することを目的とする、

と明記しています。そして、この法律が、日本の憲政史上初めて部落差別の解消を目的とした法律となりました。第2条は、国民一人一人の理解を深めるよう努めるとし、部落問題への理解を深める施策を推進することが規定され、部落差別の無い社会を実現する方向性を基本理念に位置付けています。第3条は、部落差別の解消に関する施策の実施は国の責務とし、地方公共団体の努力義務としています。第4条は、地域の実情に応じ部落差別に関する相談の確に定める体制の充実を図るよう努めると規定され、これまでの体制

をより充実する体制の確立を求め、第5条で同和教育の軽視、部落問題抜きの人権教育といった現在の傾向や影響を踏まえ、部落問題に関する教育および啓発の実施を明記しました。第6条で、国主体の効果測定の役割をもつ調査の実施を規定し、地方公共団体の協力を得て実施すると記載されています。

法律の制定により部落差別が解消されるわけではありません。住民の皆様にも法の趣旨を理解いただき、一日も早い部落差別の解消に繋げたいものです。

総務課長 柴原 正

我が家のニューフェイス



久保 柚月ちゃん
ゆづき

生年月日
平成28年12月12日
(大字大内沢)

お父さん 彰 丈 さん
お母さん 紗 織 さん

はじめまして、ゆづきです。
食えることが大好きな私…
たくさん食べてたくさん遊んで丈夫な体をつくるよ！
みなさん、よろしくおねがいします♥

子育て支援センターだより

子育て支援センターは、就学前のお子さんと保護者の方が気軽に参加できるサロンです。

1歳未満のお子さんでも大歓迎です！

期 日	事業名	場 所	内 容
2月 6日(水)	のびのび広場	子育て支援センター	すいとん作り
13日(水)	あそびの教室		おはなし会
21日(木)	のびのび広場		乳幼児歯科相談

※時間は全日午前10時～11時30分です。

※子育て支援センターの利用時間は午前9時～午後4時です。



1月16日(水)はお正月あそびに挑戦！初めての「福笑い」をみんなでたのしみました。目隠しはしなくても、みんな個性的なお顔を作ってニコニコが止まりませんでした。

みんな知っている？子育て支援センターはみんなが来てくれることで、笑顔をいっぱいもらっているんだよ(^_^) そのお返しに、みんなのこともいっぱい笑顔にしてあげるからね！

子育て支援センターはいつでも、どんな時でもご利用をお待ちしております。

問合せ 子育て支援センター ☎82-0601